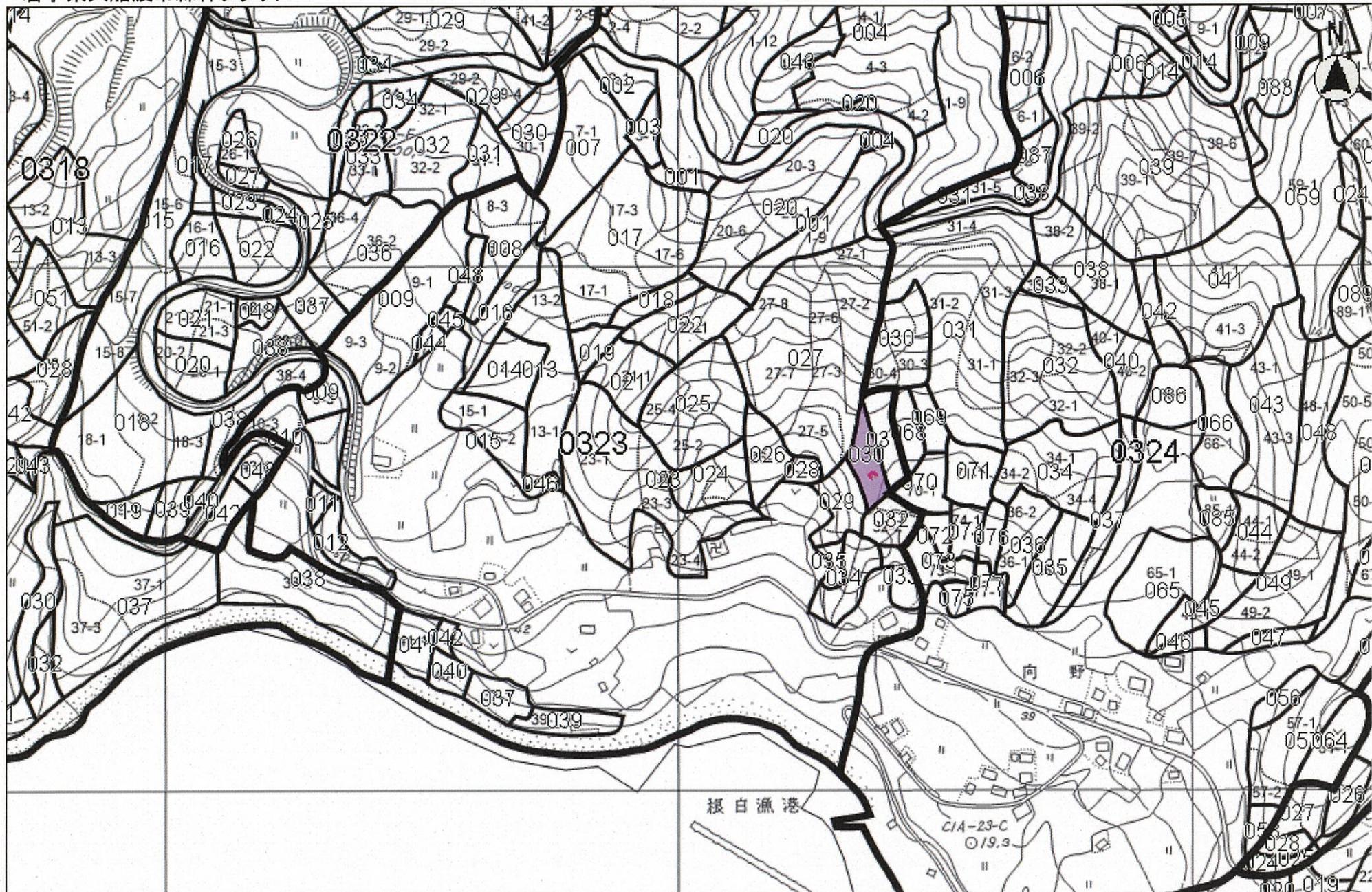


経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R7-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 大船渡市長 瀧上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	三陸町吉浜	宇向野	130	323	30-1	山林	0.22	スギ	56	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。	



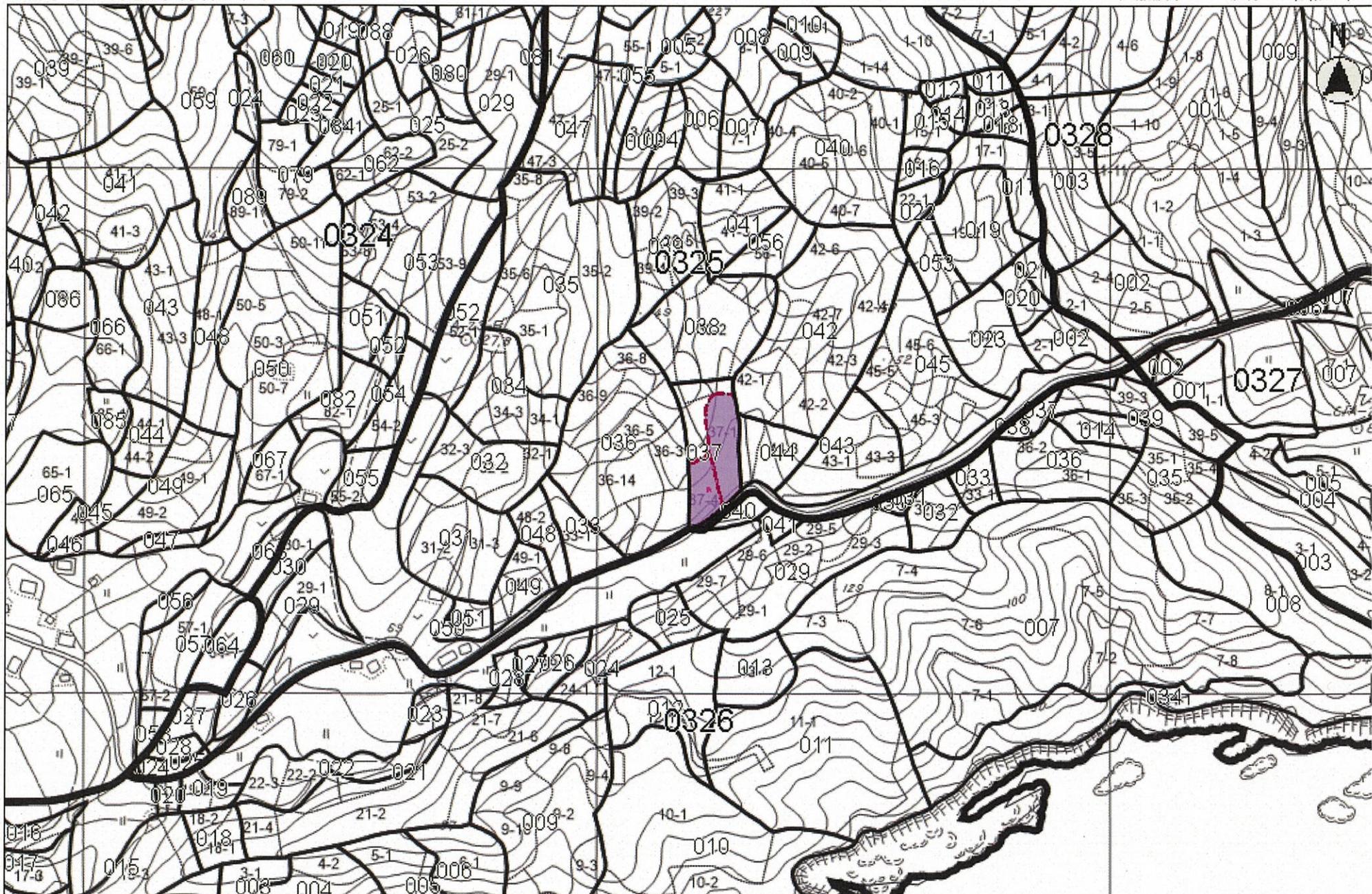
森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 5000

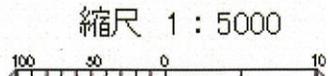
経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	集R7-10	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 刈 上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	三陸町吉浜 字十二役	40-1	325	37-1	山林	0.26	スギ	61	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし、乙が 経営管理を行うために要した経 費は乙が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材 の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	経営 管理権 設定区 域は別 添付面 のとおり とする。				
2	三陸町吉浜 字十二役	40-1	325	37-4	山林	0.20	スギ	59	2026.4.1	10年 (2036.3.31)								



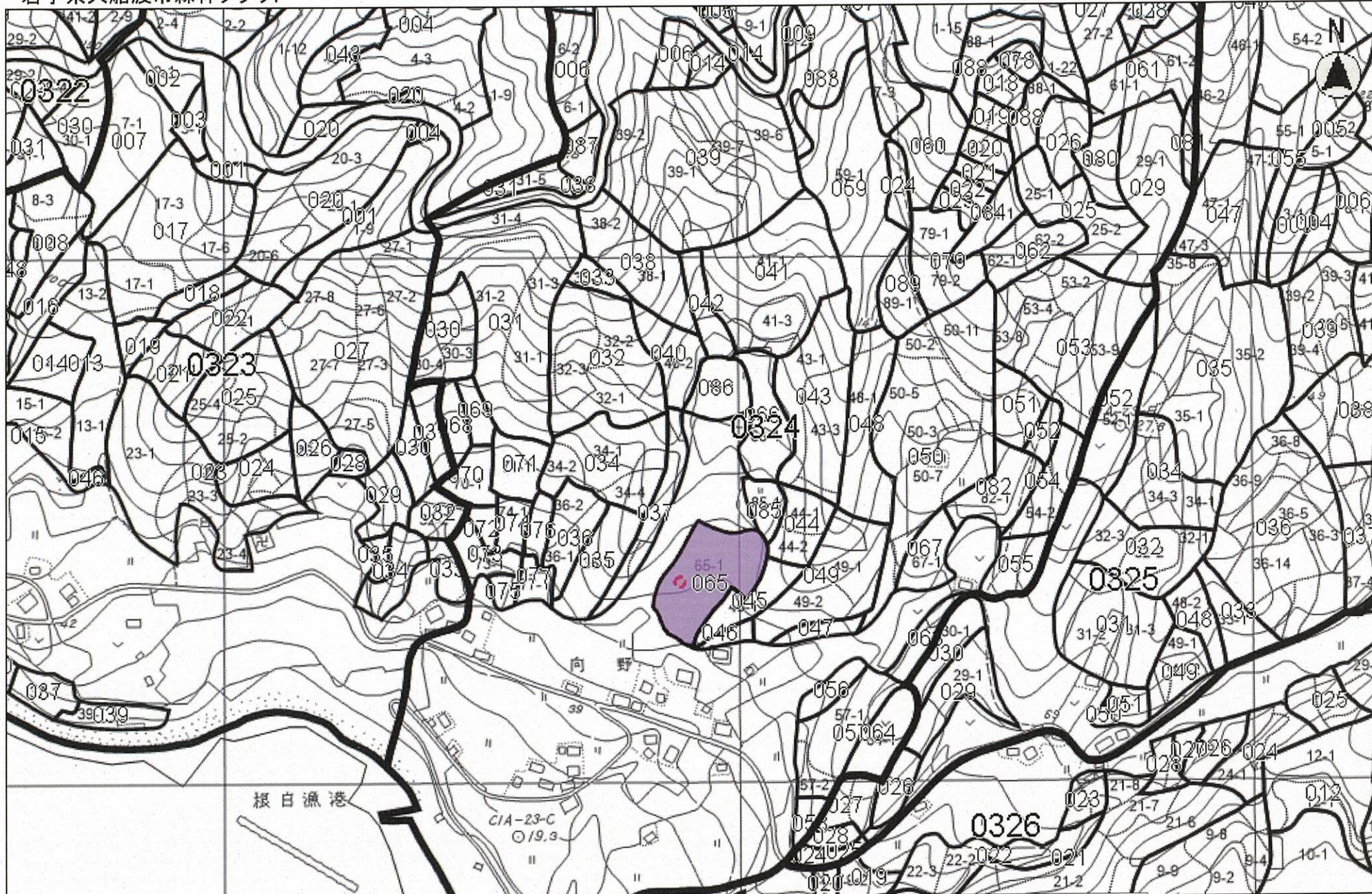
森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



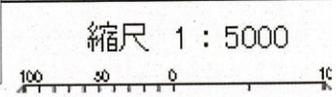
経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	理 号	集R7-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 瀧 上 清				(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権 の 初期	経営管理権 の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢										
1	三陸町吉浜 字根白	83-2	324	65-1	山林	0.73	スギ	55	2026. 4. 1	10年 (2036. 3. 31)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、大船渡 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に間伐を1回実 施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに配慮し実施するもの とする。 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回 の森林の巡視を行うものと し、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限 りで行う。	経営管理権に基づき乙が実 施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙の ものとし、乙が経営管理を 行うために要した経費は乙 が負担する。ただし、原則 として乙は間伐材の搬出・ 販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の 支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別 添図面のおりとする。				



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



経営管理権集積計画

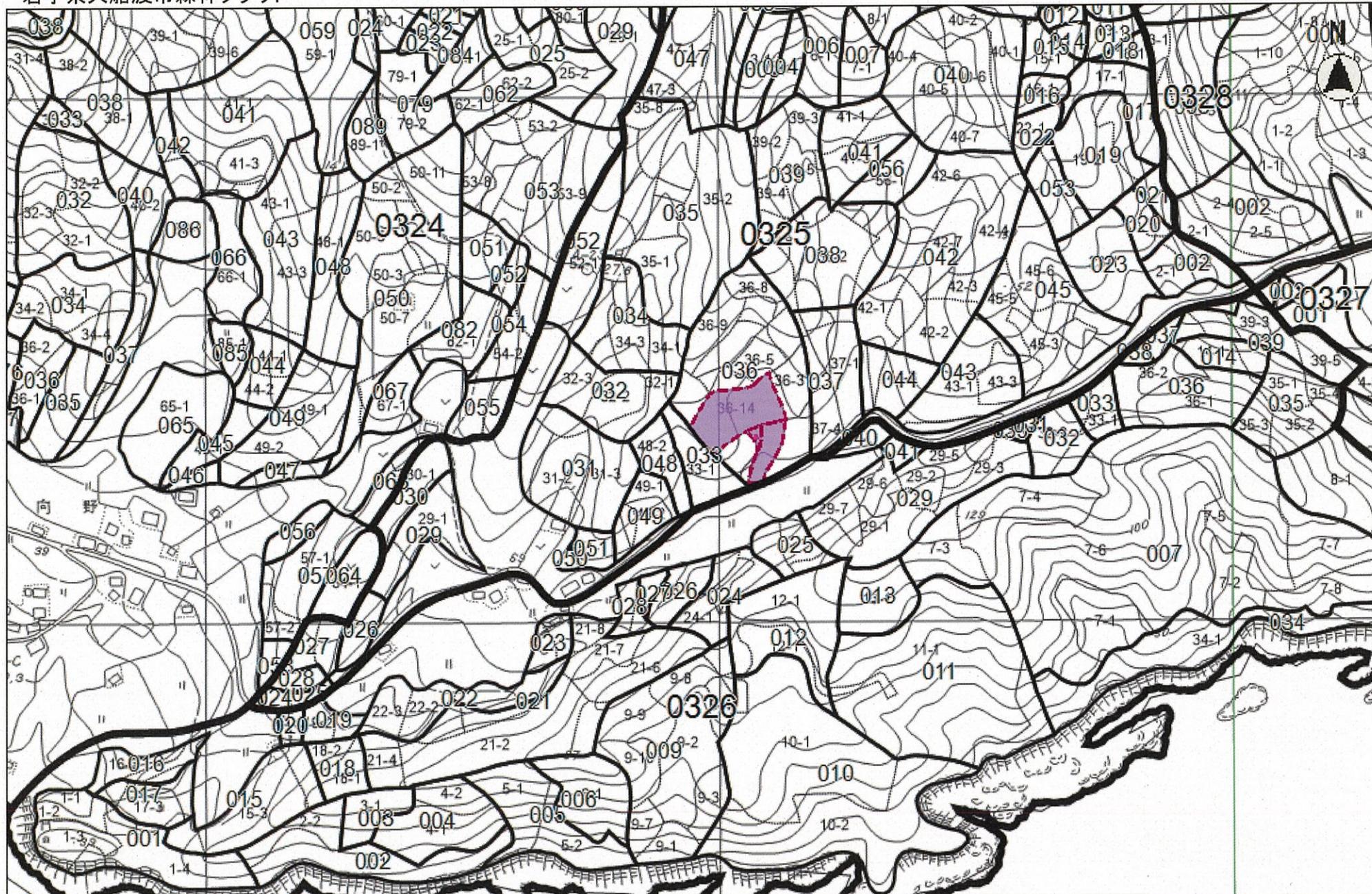
1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)			(所在地)								
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)			(住所又は所在地)								
集R7-14			大船渡市長 淵上 清			岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	三陸町吉浜字十二役	36-1	325	36-2	山林	0.02	スギ	46	2026.4.1	10年(2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。
2	三陸町吉浜字十二役	36-1	325	36-14	山林	0.39	スギ	42	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
3	三陸町吉浜字十二役	36-1	325	36-15	山林	0.11	スギ	30	2026.4.1	10年(2036.3.31)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	三陸町吉浜 字十二役	36-1	325	36-2	山林	0.02	スギ	46				
2	三陸町吉浜 字十二役	36-1	325	36-14	山林	0.39	スギ	42				
3	三陸町吉浜 字十二役	36-1	325	36-15	山林	0.11	スギ	30				

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵 上 清 ㊞
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ㊞

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 5000
100 50 0 50

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集R7-19	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							大船渡市長 淵上 清		岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											(住所又は所在地)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	三陸町吉浜字千歳	94	327	55-1	山林	0.05	スギ	112	2026.4.1	10年(2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおりとする。
2	三陸町吉浜字千歳	94	327	55-2	山林	0.19	スギ	68	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
3	三陸町吉浜字千歳	94	327	55-3	山林	0.09	スギ	63	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
4	三陸町吉浜字千歳	1-37	330	32	山林	1.77	スギ、ブナ	37~55	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
5	三陸町吉浜字千歳	256-1	330	52-1	山林	0.47	スギ	56	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
6	三陸町吉浜字千歳	268-1、2	330	63-6	山林	0.05	スギ	62	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
7	三陸町吉浜字千歳	268-1、2	330	63-7	山林	0.06	スギ	38	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
8	三陸町吉浜字千歳	268-1、2	330	63-8	山林	0.05	スギ	38	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
9														
10														
11														

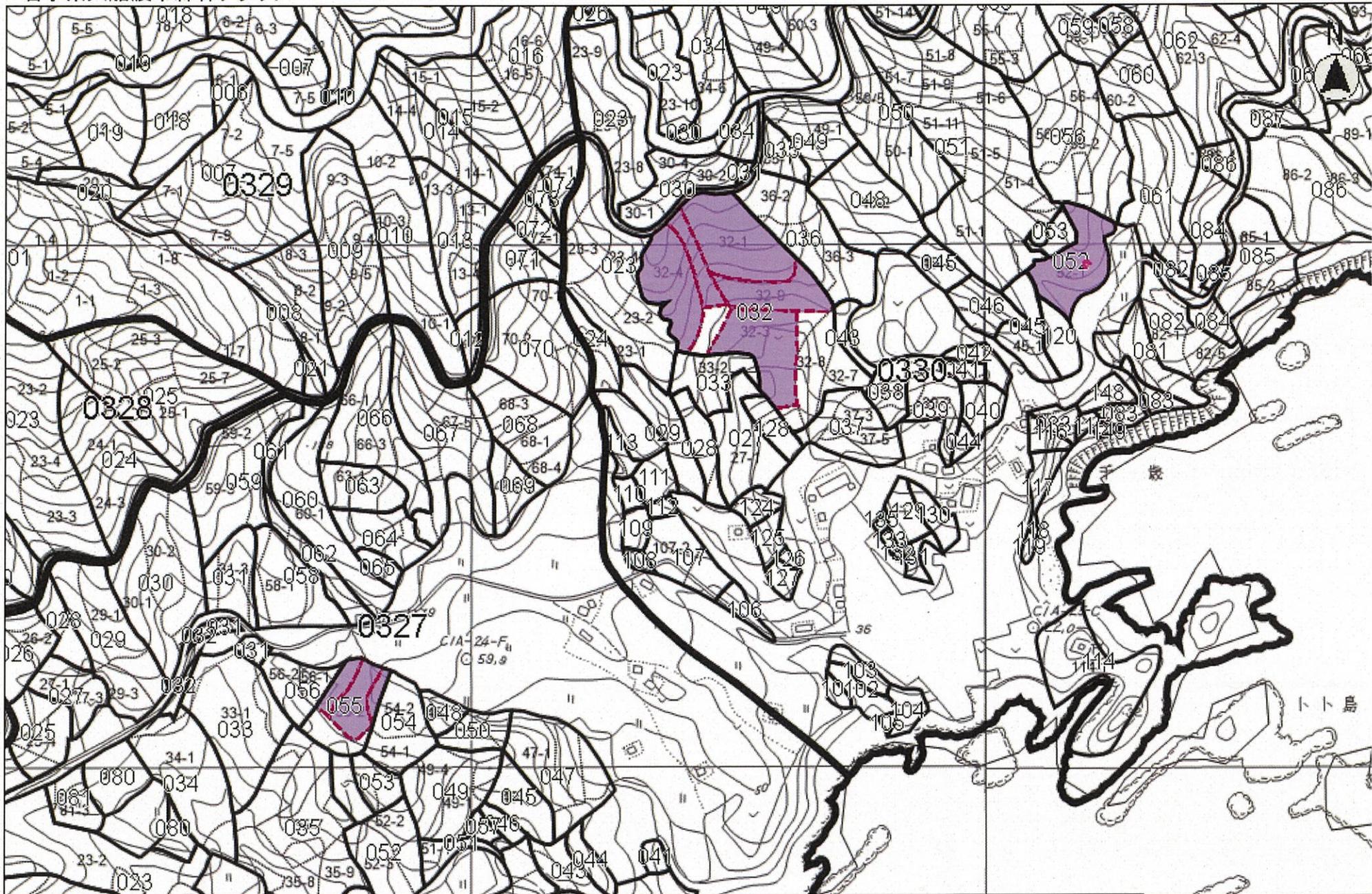
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	三陸町吉浜 字千歳	94	327	55-1	山林	0.05	スギ	112				
2	三陸町吉浜 字千歳	94	327	55-2	山林	0.19	スギ	68				
3	三陸町吉浜 字千歳	94	327	55-3	山林	0.09	スギ	63				
4	三陸町吉浜 字千歳	1-37	330	32	山林	1.77	スギ、ブナ	37~55				
5	三陸町吉浜 字千歳	256-1	330	52-1	山林	0.47	スギ	56				
6	三陸町吉浜 字千歳	268-1、2	330	63-6	山林	0.05	スギ	62				
7	三陸町吉浜 字千歳	268-1、2	330	63-7	山林	0.06	スギ	38				
8	三陸町吉浜 字千歳	268-1、2	330	63-8	山林	0.05	スギ	38				

この計画に同意する。

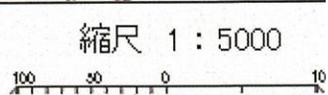
権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵 上 清 ㊞

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ㊞

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



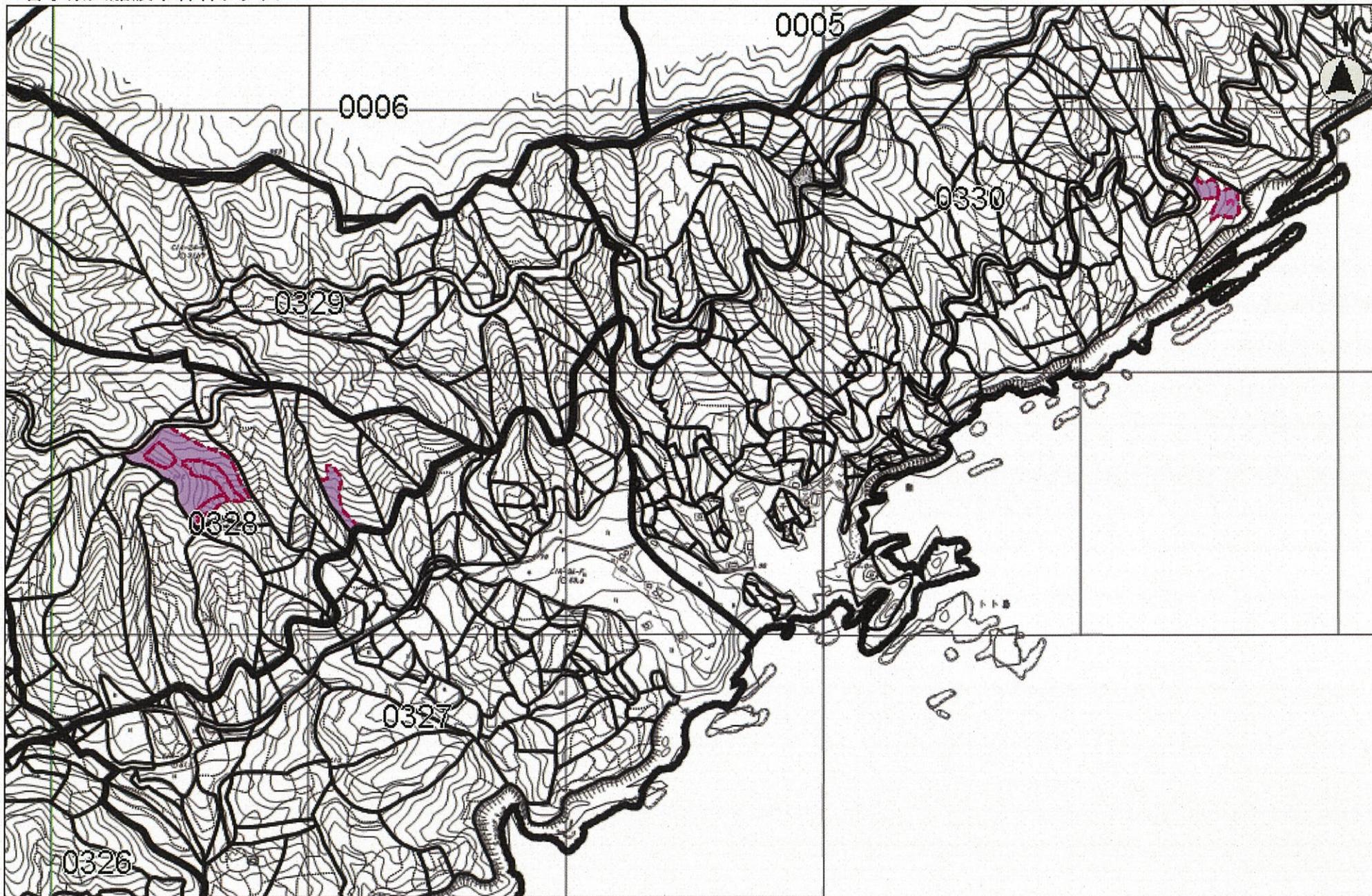
森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



経営管理権集積計画

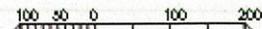
1 個別事項

整理番号	集R7-20	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							大船渡市長 瀧上 清		岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											(住所又は所在地)			
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	三陸町吉浜字千歳	1-14	328	18-1	山林	1.55	スギ	51	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおりとする。	
2	三陸町吉浜字千歳	1-14	328	18-2	山林	0.30	スギ	67	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
3	三陸町吉浜字千歳	1-14	328	18-3	山林	0.13	スギ	63	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
4	三陸町吉浜字千歳	1-14	328	18-5	山林	0.17	スギ	67	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
5	三陸町吉浜字千歳	1-17	328	23-1	山林	0.30	スギ	81	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
6	三陸町吉浜字千歳	283-1、2	328	96-2	山林	0.23	スギ	62	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
7	三陸町吉浜字千歳	283-1、2	330	96-3	山林	0.20	スギ	65	2026.4.1	10年 (2036.3.31)				
8														



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

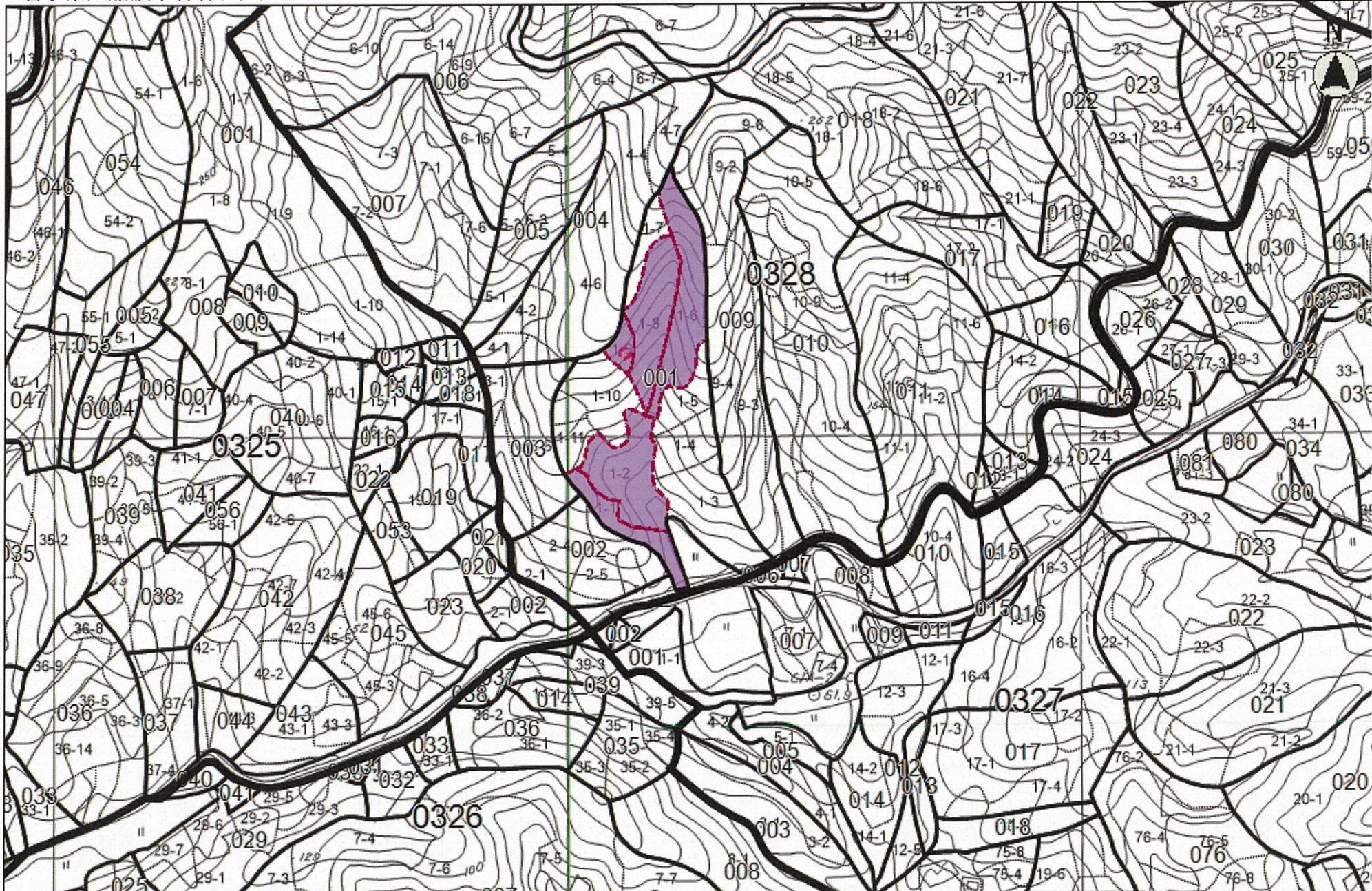
縮尺 1 : 10000



経営管理権集積計画

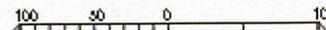
1 個別事項

整理番号	集R7-21	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							大船渡市長 瀧上 清		岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地				
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期						
1	三陸町吉浜字千歳	1-107	328	1-1	山林	0.26	スギ	59	2026.4.1	10年(2036.3.31)	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。</p> <p>伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。</p>	<p>乙が甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。</p>	
2	三陸町吉浜字千歳	1-107	328	1-2	山林	0.54	スギ	38	2026.4.1	10年(2036.3.31)					
3	三陸町吉浜字千歳	1-107	328	1-6	山林	0.62	スギ	51	2026.4.1	10年(2036.3.31)					
4	三陸町吉浜字千歳	1-107	328	1-8	山林	0.50	スギ	65	2026.4.1	10年(2036.3.31)					
5	三陸町吉浜字千歳	1-107	328	1-9	山林	0.11	スギ	61	2026.4.1	10年(2036.3.31)					



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

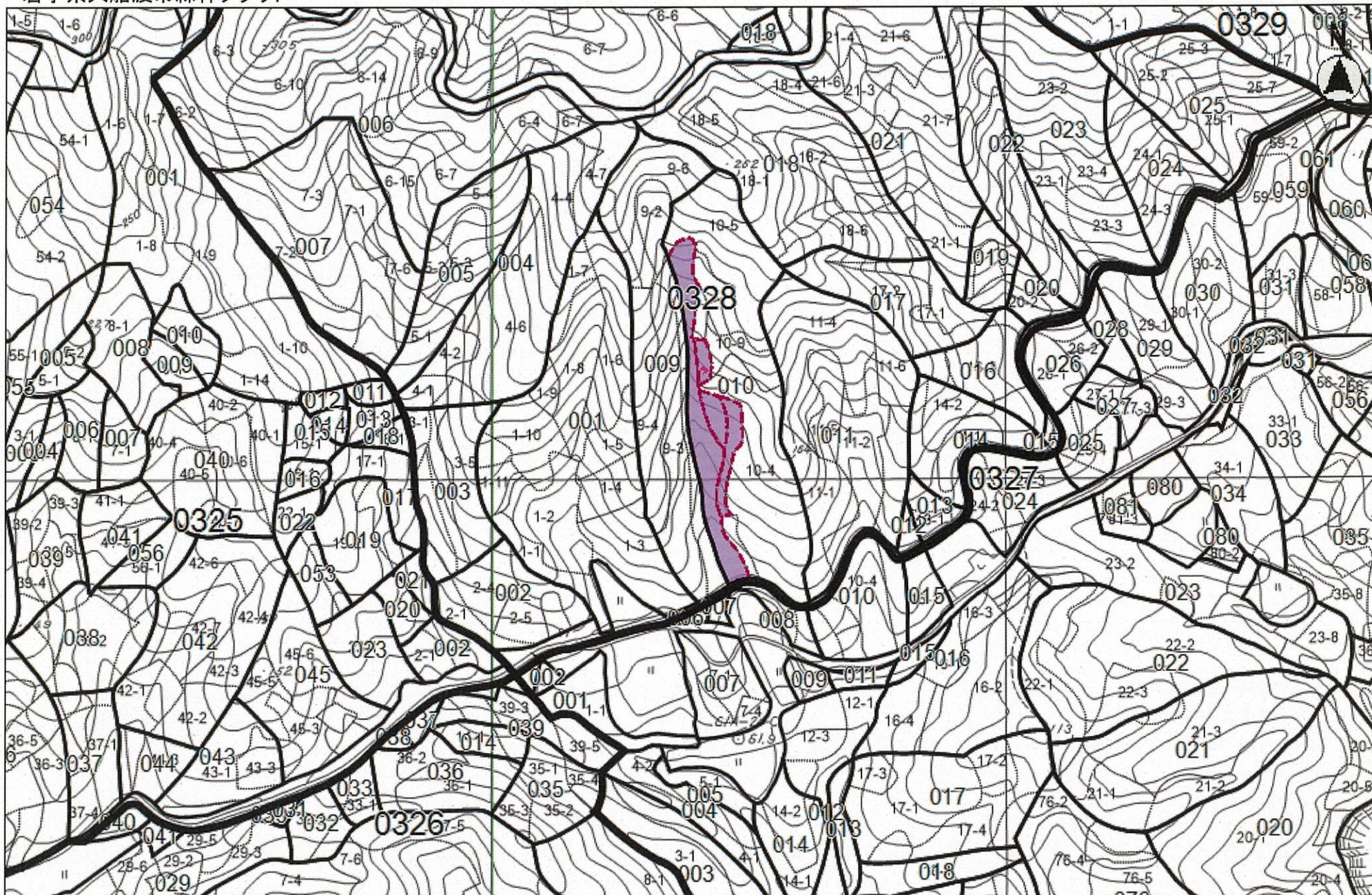
縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

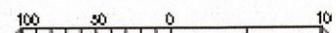
1 個別事項

整 理 番 号	集R7-22	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 大船渡市長 刈 上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の 初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在 地	番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	三陸町吉浜 字千歳	1-103	328	10-2	山林	0.30	スギ	51	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把 握したうえで、生物多様性及 び山腹崩壊等の災害リスクに 配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視によ って判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施 する間伐の結果生じた木材の 販売による収益は乙のものとし 、乙が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担する。 ただし、原則として乙は間伐 材の搬出・販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期 、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添 図面のおとりとする。				
2	三陸町吉浜 字千歳	1-103	328	10-3	山林	0.08	スギ	69	2026.4.1	10年 (2036.3.31)								
3	三陸町吉浜 字千歳	1-103	328	10-7	山林	0.15	スギ	56	2026.4.1	10年 (2036.3.31)								
4	三陸町吉浜 字千歳	1-103	328	10-8	山林	0.04	スギ	59	2026.4.1	10年 (2036.3.31)								



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 5000



1 個別事項

整理番号	集R7-23	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							大船渡市長 舘上 清		岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											(住所又は所在地)			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	三陸町吉浜字千歳	1-8	327	10-2	山林	0.05	スギ	66	2026.4.1	10年(2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状況を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおりとする。
2	三陸町吉浜字千歳	1-8	327	10-3	山林	0.05	スギ	60	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
3	三陸町吉浜字千歳	1-8	327	10-4	山林	0.48	スギ	37	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
4	三陸町吉浜字千歳	1-8	327	10-5	山林	0.12	ヒノキ	37	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
5	三陸町吉浜字千歳	17-4	327	11-1	山林	0.07	スギ	65	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
6	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-3	山林	0.08	スギ	79	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
7	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-4	山林	0.08	スギ	62	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
8	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-5	山林	0.08	スギ	42	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
9	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-6	山林	0.11	スギ	47	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
10	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-7	山林	0.08	スギ	59	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
11	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-8	山林	0.20	スギ	56	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
12	三陸町吉浜字千歳	39-1	327	23-9	山林	0.14	スギ	55	2026.4.1	10年(2036.3.31)				
13	三陸町吉浜字千歳	39-1	327		山林	0.26	スギ	45	2026.4.1	10年(2036.3.31)				

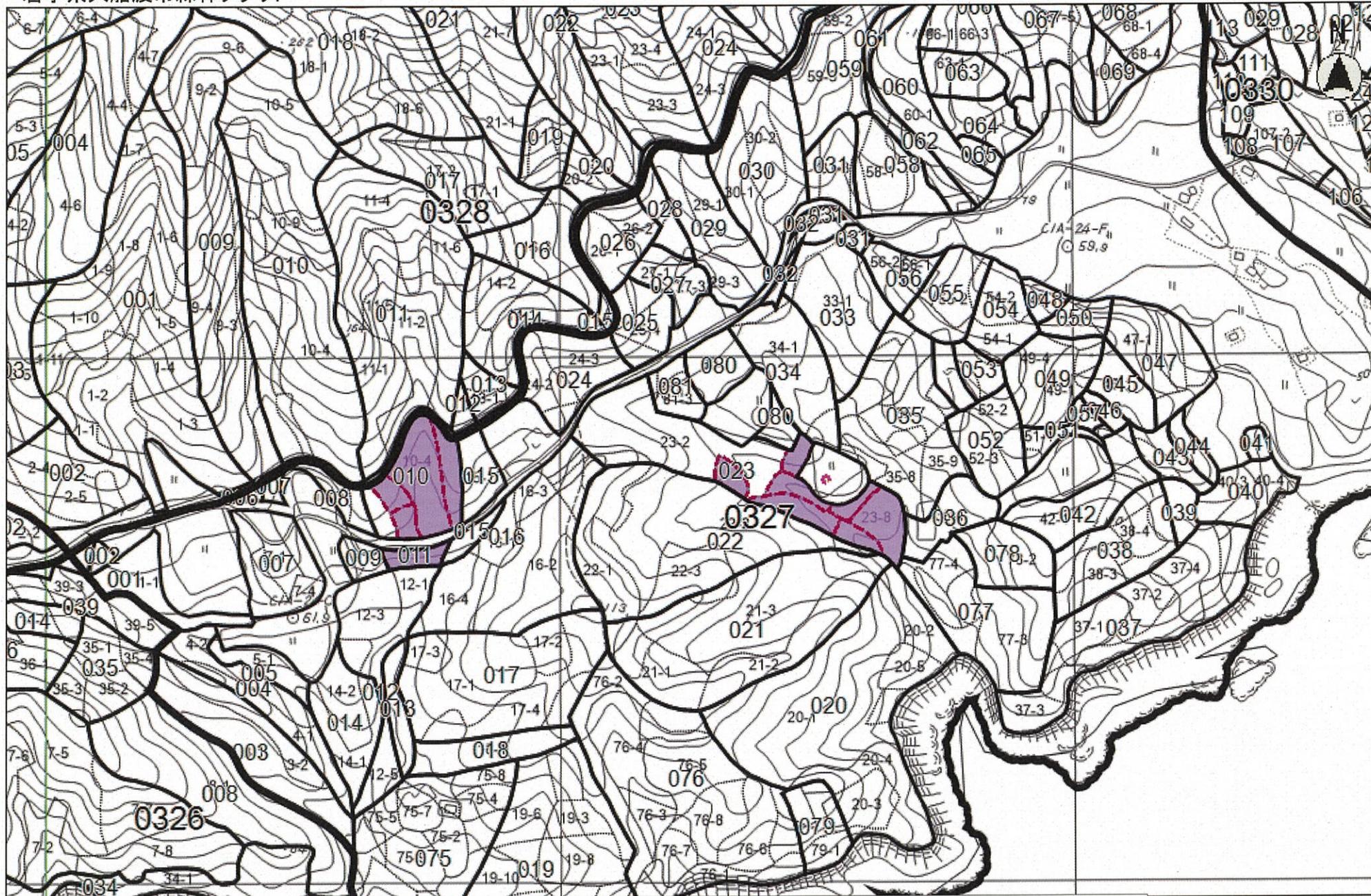
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	三陸町吉浜 字千歳	1-8	327	10-2	山林	0.05	スギ	66				
2	三陸町吉浜 字千歳	1-8	327	10-3	山林	0.05	スギ	60				
3	三陸町吉浜 字千歳	1-8	327	10-4	山林	0.48	スギ	37				
4	三陸町吉浜 字千歳	1-8	327	10-5	山林	0.12	ヒノキ	37				
5	三陸町吉浜 字千歳	17-4	327	11-1	山林	0.07	スギ	65				
6	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-3	山林	0.08	スギ	79				
7	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-4	山林	0.08	スギ	62				
8	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-5	山林	0.08	スギ	42				
9	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-6	山林	0.11	スギ	47				
10	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-7	山林	0.08	スギ	59				
11	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-8	山林	0.20	スギ	56				
12	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327	23-9	山林	0.14	スギ	55				
13	三陸町吉浜 字千歳	39-1	327		山林	0.26	スギ	45				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵 上 清 ㊟

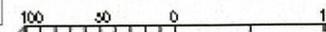
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ㊟

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

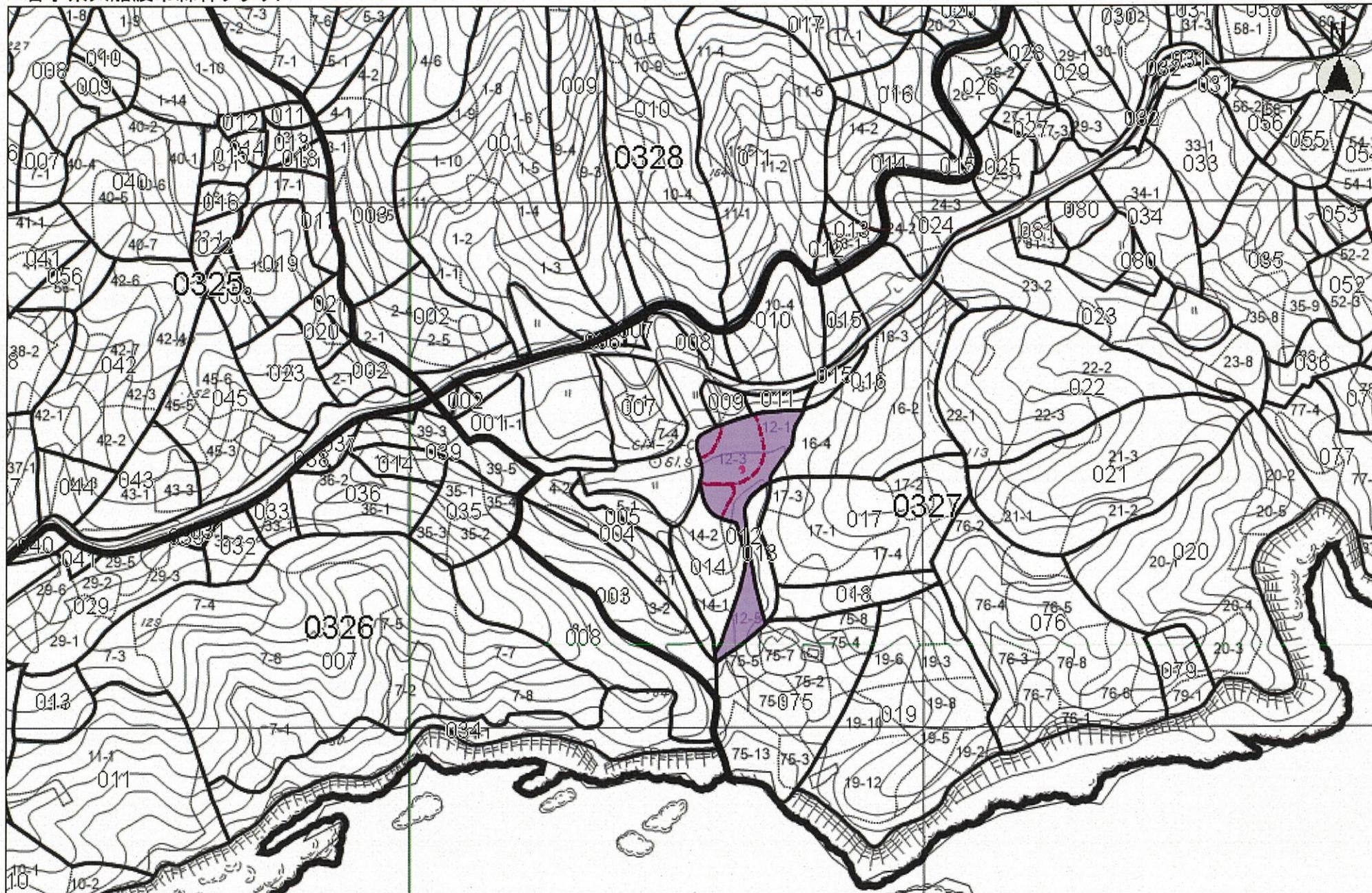
縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

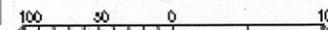
1 個別事項

整 理 番 号	集R7-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 大船渡市長 刈 上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行 われる経営 管理の 内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期								
1	三陸町吉浜 字千歳	23-1	327	12-1, 2, 4, 5	山林	0.95	スギ	62~86	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、大船渡市 森林整備計画に基づき、存続 期間中に間伐を1回実施する ものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握 したうえで、生物多様性及び山 腹崩壊等の災害リスクに配慮し 実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断 できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する 間伐の結果生じた木材の販売による 収益は乙のものとし、乙が経営 管理を行うために要した経費は乙 が負担する。ただし、原則として 乙は間伐材の搬出・販売は行わ ない。	乙から甲に対して金銭の支払 いは行わない。	経営 管理権 設定区 域は別 添図面 のとおり とする。			
2	三陸町吉浜 字千歳	23-1	327	12-3	山林	0.34	ヒノキ	86	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R7-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 大船渡市長 淵 上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地						
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢									
1	三陸町吉浜字千歳		1-28	327	25-1	山林	0.07	スギ	72	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおりとする。			
2	三陸町吉浜字千歳		1-28	327	25-3	山林	0.06	スギ	63	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
3	三陸町吉浜字千歳		256	327	25-4	山林	0.18	スギ	61	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
4	三陸町吉浜字千歳		256	330	56-2	山林	0.32	スギ	57	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
5	三陸町吉浜字千歳		256	330	56-3	山林	0.05	スギ	69	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
6	三陸町吉浜字千歳		256	330	56-4	山林	0.18	スギ	61	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
7	三陸町吉浜字千歳		256	330	56-5	山林	0.12	スギ	66	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							
8	三陸町吉浜字千歳		256	330	56-7	山林	0.11	スギ	61	2026.4.1	10年 (2036.3.31)							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	三陸町吉浜 字千歳	1-28	327	25-1	山林	0.07	スギ	72				
2	三陸町吉浜 字千歳	1-28	327	25-3	山林	0.06	スギ	63				
3	三陸町吉浜 字千歳	256	327	25-4	山林	0.18	スギ	61				
4	三陸町吉浜 字千歳	256	330	56-2	山林	0.32	スギ	57				
5	三陸町吉浜 字千歳	256	330	56-3	山林	0.05	スギ	69				
6	三陸町吉浜 字千歳	256	330	56-4	山林	0.18	スギ	61				
7	三陸町吉浜 字千歳	256	330	56-5	山林	0.12	スギ	66				
8	三陸町吉浜 字千歳	256	330	56-7	山林	0.11	スギ	61				

この計画に同意する。

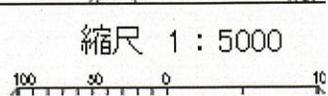
権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 淵 上 清 ㊟

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ㊟

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



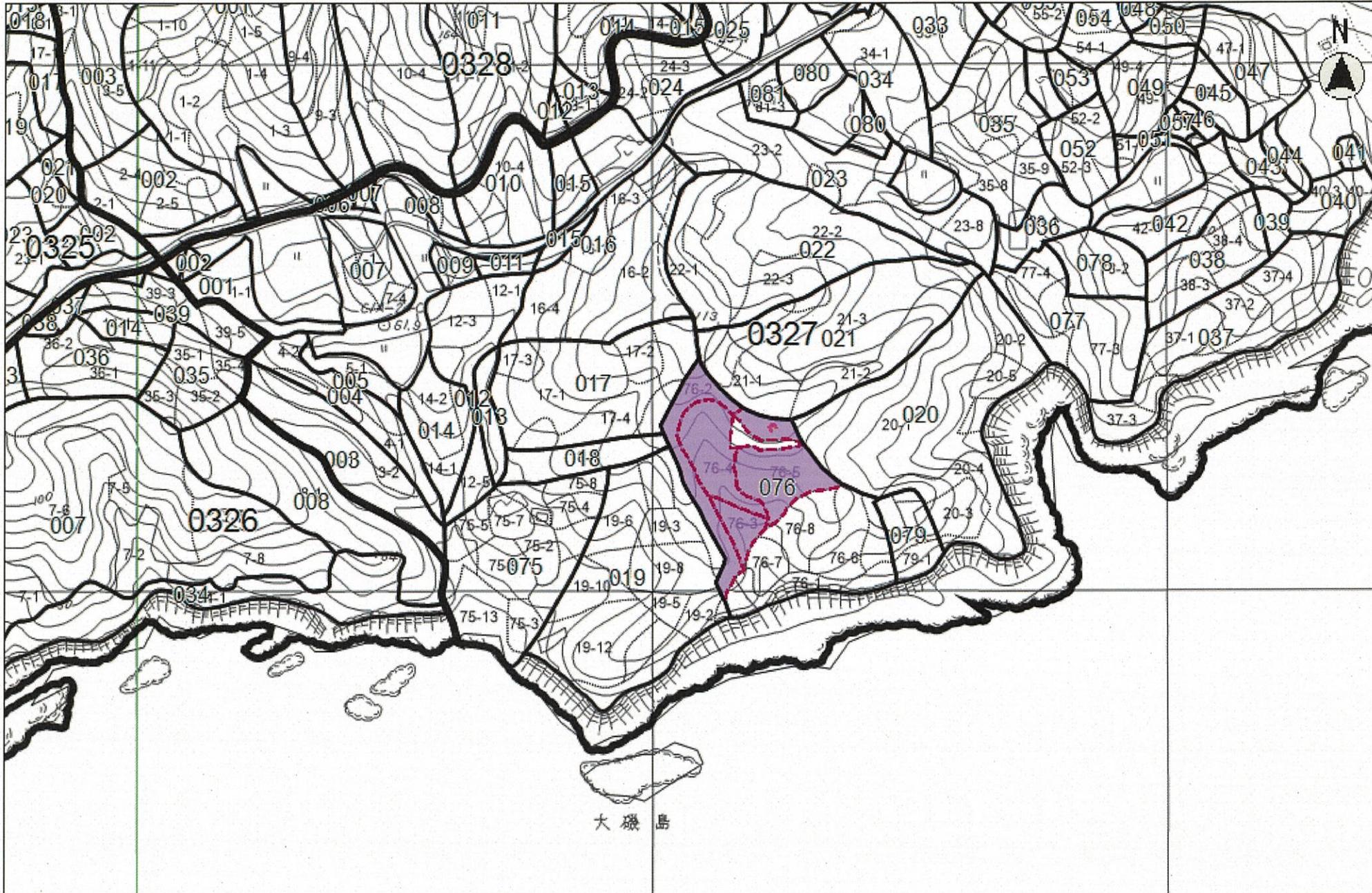
経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集R7-27-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							大船渡市長 瀧上 清		岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地					
									(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢								
1	三陸町吉浜字千歳	33	327	76-2	山林	0.42	スギ	71	2026.4.1	10年(2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のおりとする。		
2	三陸町吉浜字千歳	33	327	76-3	山林	0.15	スギ	86	2026.4.1	10年(2036.3.31)						
3	三陸町吉浜字千歳	33	327	76-4	山林	0.44	スギ	61	2026.4.1	10年(2036.3.31)						
4	三陸町吉浜字千歳	33	327	76-5	山林	0.44	スギ	56	2026.4.1	10年(2036.3.31)						
5	三陸町吉浜字千歳	33	327	76-8	山林	0.45	スギ	71	2026.4.1	10年(2036.3.31)						

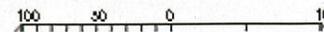
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	三陸町吉浜 字千歳	33	327	76-2	山林	0.42	スギ	71				
2	三陸町吉浜 字千歳	33	327	76-3	山林	0.15	スギ	86				
3	三陸町吉浜 字千歳	33	327	76-4	山林	0.44	スギ	61				
4	三陸町吉浜 字千歳	33	327	76-5	山林	0.44	スギ	56				
5	三陸町吉浜 字千歳	33	327	76-8	山林	0.45	スギ	71				
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 大船渡市長 瀧 上 清 ㊟</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) ㊟</p>												

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

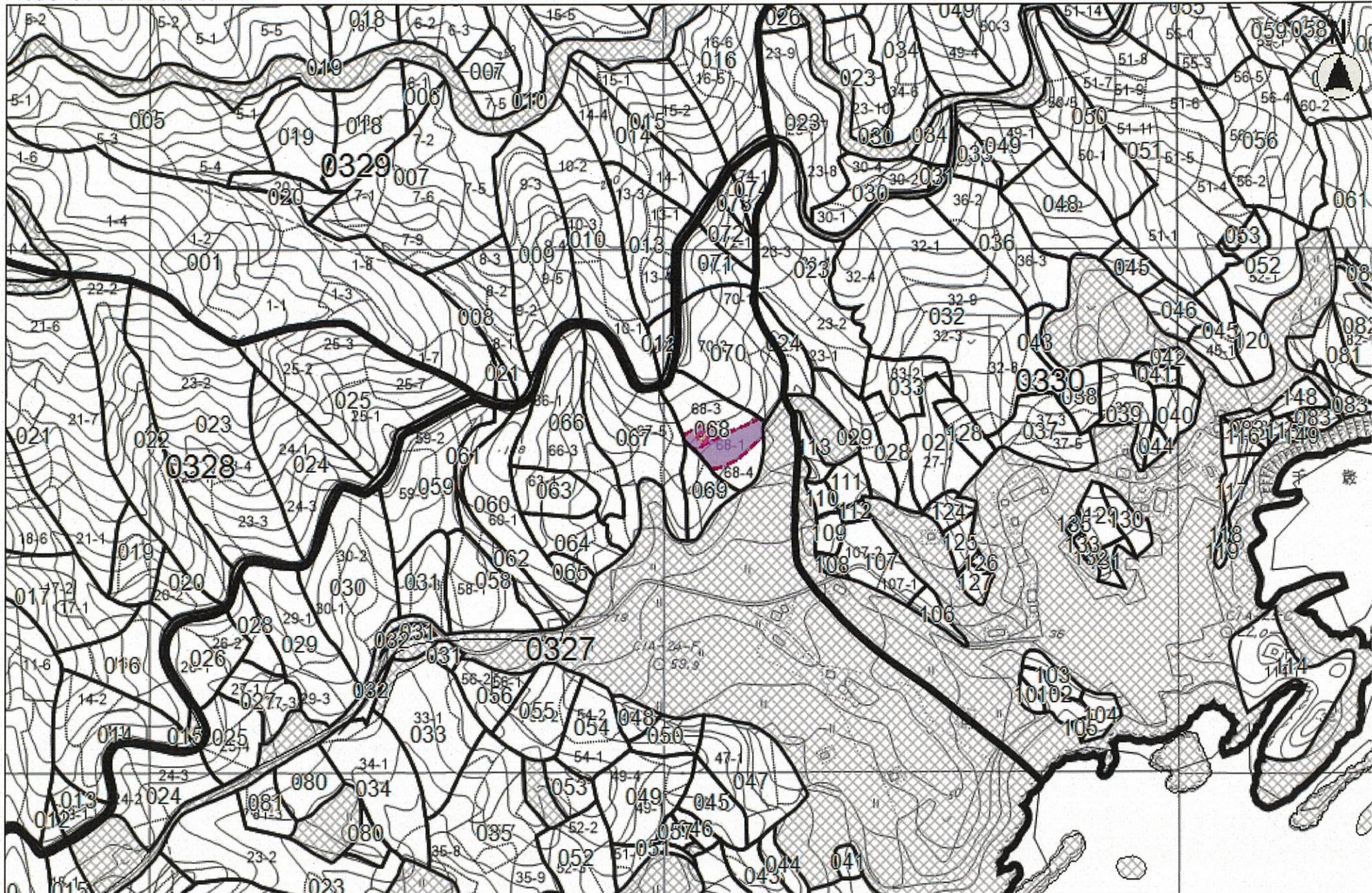
縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

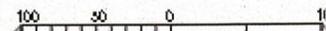
1 個別事項

整番	理号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)			(所在地)					
		集R7-30							大船渡市長 刈上 清			岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢									
1	三陸町吉浜字千歳	1-27	327	68-1	山林	0.15	スギ	56	2026.4.1	10年(2036.3.31)	・乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。			
2	三陸町吉浜字千歳	1-27	327	68-2	山林	0.05	スギ	70	2026.4.1	10年(2036.3.31)							



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

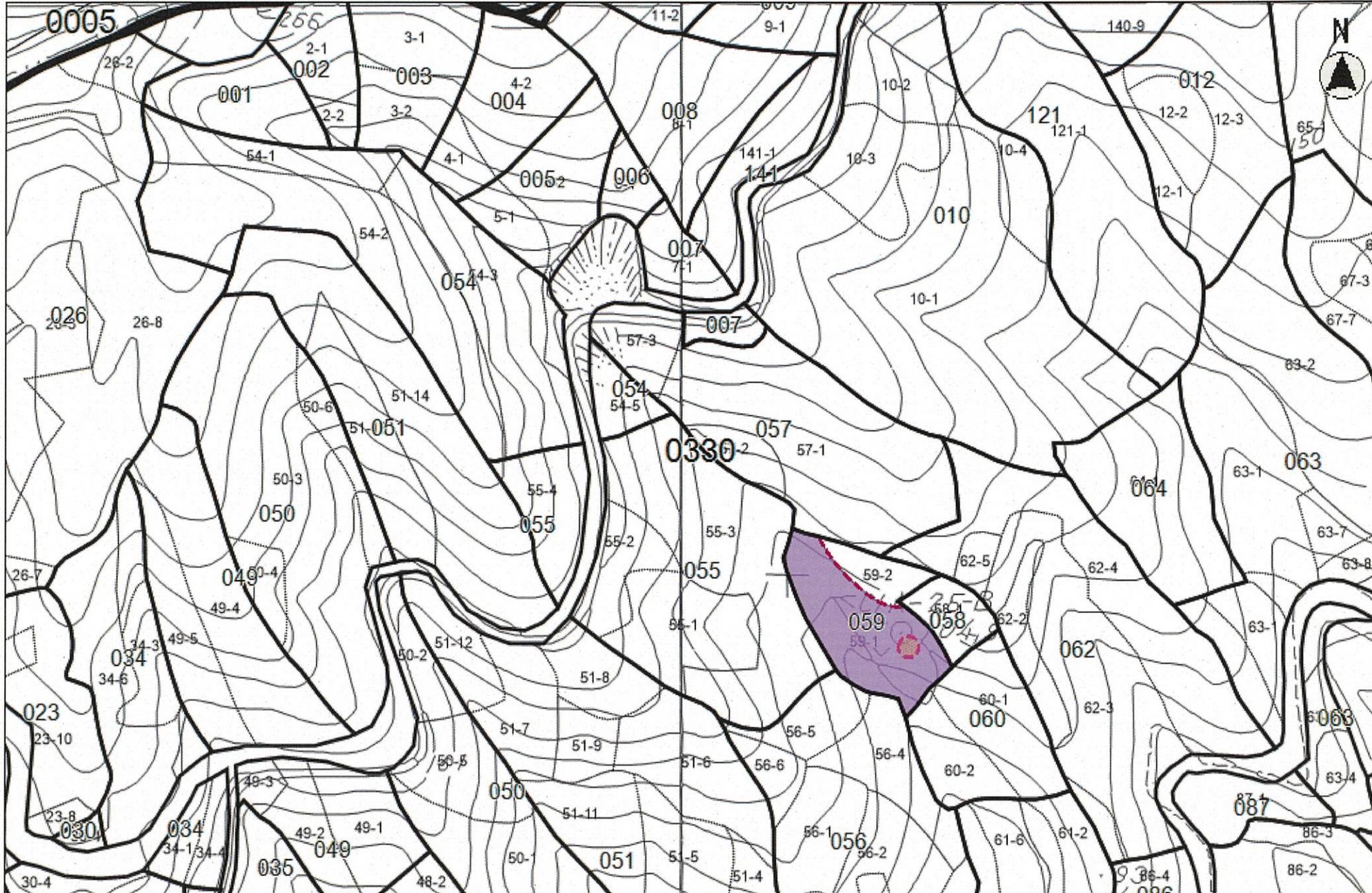
1 個別事項

整 理 番 号	集R7-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 大船渡市長 瀧上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	三陸町吉浜 字千歳	262-1、2	330	84-3	山林	0.25	スギ	59	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いを行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおりとする。	

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 大船渡市長 測 上 清			(所在地) 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	三陸町吉浜 字千歳	1-177	330	59-1	山林	0.20	スギ	61	2026.4.1	10年 (2036.3.31)	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、大船渡市森林整備計画に基づき、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。 ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のおとりとする。	



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 2500

2015103 0 10 20 30 40 50 60 70 80